

令和4年度

# 熊本市立西里小学校PTA総会

◎強く・正しく・美しく◎

## きずな

～ひとつの力 みんなの力～



日時：令和4年 5月

場所：体育館



令和3年度 西里小学校PTA会計 決算報告 (第2号議案)

1.収入の部

(単位:円)

項目	本年度予算額	収入済額	比較	備考
会費	1,083,100	1,120,150	37,050	
繰越金	577,511	577,511	0	
助成金	0	50,000	50,000	CPプラン助成金・PTA研修助成金
雑収入	10	137	127	預金利息、寄付他
特別費				
廃品・資源回収	42,555	44,298	1,743	廃品・資源回収売上金
ひびら・祭収益金	215,590	0	▲ 215,590	
助成金	48,900	51,000	2,100	再生資源集団回収助成金
合計	1,967,666	1,843,096	▲ 124,570	

2.支出の部

項目	本年度予算額	支出済額	比較	備考
事務費				
総額	81,000	60,557	20,443	
消耗品費	80,000	57,477	22,523	用紙代、封筒代、コピー機使用利用(事務費)、消耗品購入
通信費	1,000	3,080	▲ 2,080	各種振込手数料
会議費				
総額	117,000	75,261	41,739	
総会費	5,000	0	5,000	総会準備等
執行部会費	10,000	14,275	▲ 4,275	執行部活動費
委員会費	84,000	42,986	41,014	委員会活動費(400円×全委員数)
選考委員会費	18,000	18,000	0	選考委員会活動費
事業費				
総額	440,000	513,466	▲ 73,466	
研修費	50,000	74,036	▲ 24,036	講演会謝礼、県P・市P等大会費等、熊日新聞作り研修会
学級P活動費	180,000	162,725	17,275	各学級(500円×(児童数+クラス担任))
広報費	180,000	274,505	▲ 94,505	PTA新聞「ひびら」発行費
厚生費	25,000	2,200	22,800	パレーに関する費用・祝電代
特別活動費	5,000	0	5,000	執行部活動費
保険費				
総額	200,000	210,980	38,280	
P災・個人情報保険	158,000	168,600	▲ 10,600	P災保険代・PTA個人情報保険
県P安互・賠償保険	42,000	42,380	▲ 380	安全互助会費(150円×会員数)、市P賠償保険
交通費	25,000	0	25,000	会員が本会を代表して北部地区外の行事に出席する場合(音楽会のバス代含む)
負担金	60,000	63,320	▲ 3,320	負担金(市P、北区P、4校P)
渉外費	90,000	48,101	41,899	西里校区各種団体活動、他校PTAとの交流
雑費				
総額	85,000	46,720	38,280	
慶弔費	15,000	0	15,000	香典代
記念品代	70,000	46,720	23,280	各委員会記念品、退任転出教員職員記念品代(花代)
備品	50,000	0	50,000	備品購入代
予備費	30,000	0	30,000	PTA会費返金分
特別費				
総額	363,000	294,133	68,867	
緑化費	50,000	50,000	0	学校へ活動資金として
図書購入助成金	50,000	10,000	40,000	学校へ活動資金として
教育振興費	50,000	30,000	20,000	学校へ活動資金として
地域活動費	17,000	0	17,000	西里ウォーキング準備金
校内活動費	36,000	104,823	▲ 68,823	田植え・稲刈り謝礼金・親子チャレンジ等
安全設備消耗品費	30,000	0	30,000	防犯のぼり旗購入
記念品代	130,000	99,310	30,690	新入生入学式粗品代、黄色い帽子購入、卒業式粗品代、卒業生コーサージュ代
次年度繰越金	426,666	530,558		
合計	1,967,666	1,843,096	124,570	

3. 差引残高

1,843,096 - 1,312,528 = 530,558  
 (収入済額) (支出済額) (差引残高)  
 なお、差引残高 530,558円 は、令和4年度へ繰り越します。

上記のとおり、報告いたします。

令和4年3月31日

西里小学校PTA会長

牛嶋 成雄

会計 坂梨 秋恵

坂梨 秋恵

この決算は適正であることを認めます。

令和4年4月4日

会計監査 津田 世莉香

津田

会計監査

西本 祐佳

西本 祐佳



令和4年度 西里小学校PTA一般会計 予算(案) (第4号議案)

1.収入の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考	
会費	957,500	1,083,100	▲ 125,600	月額300円×会員数×12ヶ月(転入は月額)・P災代	
繰越金	530,558	577,511	▲ 46,953		
助成金	50,000	0	50,000	CPプラン助成金・P研修会助成金	
雑収入	10	10	0	預金利息、寄付ほか	
特別費	廃品・資源回収	150,000	42,555	107,445	廃品・資源回収売上金・リサイクル保管庫資源回収売上金
	ひびら・祭収益金	215,590	215,590	0	ひびら祭り収益金215,590円、フードバル夏祭り13,486円
	助成金	150,000	48,900	101,100	市民リサイクル活動助成金・リサイクル保管庫設置助成金
合計	2,053,658	1,967,666	85,992		

2.支出の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
事務費				
総額	84,000	81,000	3,000	
消耗品費	80,000	80,000	0	事務費(コピー機使用料)・色画用紙代・封筒印刷代等
通信費	4,000	1,000	3,000	振込手数料・切手代
会議費				
総額	117,000	117,000	0	
総会費	5,000	5,000	0	総会準備等
執行部会費	10,000	10,000	0	執行部活動費
委員会費	84,000	84,000	0	委員会活動費(400円×全委員数)
選考委員会費	18,000	18,000	0	選考委員会活動費
事業費				
総額	735,000	440,000	295,000	
研修費	300,000	50,000	250,000	講演会謝礼、市P等大会及び交流会参加費、熊日新聞づくり研修会
学級P活動費	180,000	180,000	0	各学級(500円×(児童数+クラス担任))
広報費	180,000	180,000	0	PTA新聞「ひびら」発行費
厚生費	25,000	25,000	0	祝電代・市Pバレーに関する費用
特別活動費	50,000	5,000	45,000	クラス活動費補助
保険費				
総額	210,000	200,000	10,000	
P災・個人情報保険	170,000	158,000	12,000	P災保険代・PTA個人情報保険
県P安全互助会・賠償保	40,000	42,000	▲ 2,000	安全互助会費150円×会員、市P賠償保険
交通費	25,000	25,000	0	会員が本会を代表して北区外の行事に出席する場合(音楽祭のバス代含む)
負担金	60,000	60,000	0	負担金(市P、北区P、4校P)
渉外費	90,000	90,000	0	西里校区各種団体活動、他校PTAとの交流
雑費				
総額	85,000	85,000	0	
慶弔費	15,000	15,000	0	香典、花代、弔電代
記念品代	70,000	70,000	0	退任転出職員記念品(花代)・各委員会記念品
備品	50,000	50,000	0	備品購入代
予備費	100,000	30,000	70,000	
特別費				
総額	303,000	363,000	▲ 60,000	
緑化費	50,000	50,000	0	学校へ活動資金として
図書購入助成金	10,000	50,000	▲ 40,000	学校へ活動資金として
教育振興費	30,000	50,000	▲ 20,000	学校へ活動資金として
地域活動費	17,000	17,000	0	フードバル夏祭り準備金、西里ウォーキング準備金
校内活動費	36,000	36,000	0	ひびら青少協来賓弁当代、田植え稲刈り謝礼金、親子チャレンジ
安全設備消耗品費	30,000	30,000	0	ひなんの家マップ代など
記念品代	130,000	130,000	0	新入生入学式粗品代 黄色い帽子購入 卒業生コサージュ 粗品代
繰越金	530,558	426,666	103,892	
合計	2,389,558	1,967,666	421,892	

# 西里小学校PTA規約（案）（第5号議案）

## 第1章 総 則

第1条 本会は、西里小学校PTAと称します。

第2条 本会は、西里小学校在籍児童の保護者、教師及びこの会の主旨に賛同するものをもって組織します。

第3条 本会は、保護者と教師が協力して、教育の民主的運営と振興に寄与することを目的とします。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次のことを行います。

1. 教育援助活動
2. 教育調査の協力
3. 児童の安全指導
4. 児童の郊外指導
5. 児童の身体的保護
6. スポーツの振興
7. 学校環境の整備
8. 会員の教養の向上

## 第2章 役員及び常任委員

第5条 1. 本会に、次の役員を置きます。

- ① 会長1名 副会長4名(1名は教頭) 市P担当副会長1名 庶務1名 副庶務1名 会計1名  
副会計2名(1名は教務主任) 会計監査2名 委員長(各委員長1名) 副委員長(各委員会2名以内)

但し、選出時の諸事情により人数がこれに満たない場合は、副会長・副庶務・副会計のいずれかは他が兼任できるものとします。

- ② 学校長を本会の顧問とします。

2. 各委員は各学級及び地区より選出します。

第6条 役員任期は1年とし、再任を妨げません。

役員に欠員を生じた場合は、役員会で補充し、任期は前任者の残りの期間とします。

第7条 1. 会長、副会長、市P担当副会長、庶務、副庶務、会計、副会計、会計監査は会員(在籍児童の保護者の中から選考委員会で選出し、会員の2分の1以上の信任により決定します。

会長は、会を代表し、会を招集し、役員会の議長を務め会務を総括します。副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は代理をします。

2. 会計は会長の指示により金銭の出納、その他の会計事務を行い、庶務は指示を受けて会合の通知、会の活動記録の作成等の事務をとります。

3. 会計監査は、会計を監査し、結果を総会に報告します。

4. 委員長、副委員長は会長が委嘱します。

5. 委員長は、各委員会を構成し、会務を執行します。

### 第3章 機関及び組織

第8条 本会に、次の機関を置きます。

総会、役員会、拡大役員会、委員会、選考委員会

第9条 1. 総会は、定期総会と臨時総会とし、本会の最高決議機関で、全会員をもって構成します。

定期総会は年度初めに開催します。臨時総会は会長が必要と認めたとき、または役員の方分の1以上の要求があったとき、随時に開くことができます。

総会は、会員の2分の1以上の出席で成立します。

ただし、委任状の提出をもって出席にかえることができます。

議決は、出席人数の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長が決定します。

2. 総会の議長は、会員の中から会長が指名します。

第10条 役員会は、本会の事業の企画を立案審議して総会に提出し決議された事項の執行にあたり、会長が必要と認めたとき開会します。

第11条 1. 委員会は、委員長が招集し、その事業計画の執行については役員会に図り報告します。

委員会は、学級委員会、厚生委員会、施設委員会、交通安全委員会、広報委員会、教養委員会、ひびら祭実行委員会、ベルマーク委員会、体育委員会とします。

その他必要に応じて委員会を置くことができます。

2. 学級委員会は、その学級の代表者として、学級、学年の連絡調整及び活動の企画運営を行います。

3. 厚生委員会は、児童の福祉に寄与するための企画にあたり、併せて郊外の指導を行います。

4. 施設委員会は、学校施設、環境整備に協力するための企画にあたります。

5. 交通安全委員会は、児童の危険の防止、交通安全の万全を期して、その企画と実践にあたります。

6. 広報委員会は、「ひびら」の発行を通して、本会の広報活動を行います。

7. 教養委員会は、会員の研修と、教養の向上に努め、教育援助及び教育調査の協力活動を行います。

8. ひびら祭実行委員会は、西里っ子ひびら祭の企画運営を行います。

9. ベルマーク委員会は、各家庭から集められたベルマークの集計作業を行います。

10. 体育委員会は、児童及び会員のスポーツ振興を目的とし、体育行事に関する活動を行います。

11. 各委員会の委員長は、次年度の委員長・副委員長を年度末までに会長に推薦することができます。

第12条 選考委員会の委員は、各ブロックより1名選出し、学校職員1名と共に、会長、副会長、市P担当副会長、庶務、副庶務、会計、副会計、会計監査の各候補を選出し、毎年度末までに会員に対する信任投票をします。



## 第4章 会 計

第13条 1. 本会の経費は、次の収入をもってあてます。

1. 会費 2. 寄付金 3. その他の収入

2. 本会の会費は、一家庭につき月額300円とします。

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わります。

## 第5章 方 針

第15条 本会は、教育的なものであって、任意の非営利民主団体とし、宗派にかかわらず、また政党にも関係しません。会の正規の事業以外いかなる目的のためにも会の名称および役員の名前を用いてはなりません。

第16条 本会は、教育行政および学校教育内容への介入は行いません。

## 第6章 会 員

第17条 本会の会員は、保護者と教育員で規定の会費を納めた者としてします。

第18条 会員は、本会の役員になることができます。

## 第7章 会員の権利と義務

第19条 会員は、この会の目的達成のために努力します。

第20条 会員は、会の目的を達成するための協議し議決します。

第21条 会員は、役員を選出します。

第22条 会員は、総会の決定のもとについて研修し活動します。

第23条 会員は、選出された役員に協力し、会員どうし協力します。

第24条 会員は、会費を納めなければなりません。なお次の場合、その会員資格を失います。

(1) 児童が卒業、転校したとき。但し何らかの理由により在籍している場合はこの限りではない。

(2) 転勤、退職により本校職員でなくなった場合。

(3) 書面にて、退会の意思を本会に対し表示したとき。但し、その書面が本会事務局に届いてから、1ヶ月を経過したときに、退会の効果が生じる。

## 第8条 個人情報保護

第25条 本会が収集した個人情報は、第三者に開示しません。ただし、法令の定める場合はこの限りではありません。

## 第9章 規約改正

第26条 本会の規約の改正は、総会の出席者の2分の1以上の賛成によって決めます。

- 付 則
1. この規約は、昭和60年4月27日から施行します。
  2. この規約は、平成4年4月24日から一部を改正する。
  3. この規約は、平成5年4月24日から第5条、第7条、第11条、第13条の一部を改正する。
  4. この規約は、平成6年4月30日から第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条の一部を改正する。
  5. この規約は、平成7年4月21日から第7条、第13条の一部を改正する。
  6. この規約は、平成8年4月26日から第5条、第7条、第13条の一部を改正する。
  7. この規約は、平成10年4月28日から一部を改正する。
  8. この規約は、平成13年4月27日から第5条、第7条、第13条、付則の一部を改正する。
  9. この規約は、平成15年2月28日から第6条、第9条、第13条を改正する。
  10. この規約は、平成16年3月2日から第5条を改正する。
  11. この規約は、平成18年3月15日から第7条1、第8条、第13条を改正する。
  12. この規約は、平成20年3月7日から第7条4を改正し、第11条8を追加する。
  13. この規約は、平成21年3月6日から第5条1、第9条1、第13条を改正し、第5条1－①、第5条1－②を追加する。
  14. この規約は、平成22年3月5日から第14条を改正する。
  15. この規約は、平成22年4月28日から第5条、第7条4・5、第8条、第11条1・2・8を改正し、第11条9・10・11・12を追加する。第12条を削除する。
  16. この規約は、平成24年3月7日から第13条2を追加する。
  17. この規約は、平成25年4月26日から、第7条・第9条・第12条・第13条の一部を改正する。
  18. この規約は、平成30年4月1日から、第11条の一部を改正する。
  19. この規約は、令和2年4月1日から、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条を追加する。
  20. この規約は、令和4年4月1日から、第5条、第7条の一部を改正する。

# 西里小学校PTA慶弔規定（案）

## 第1章 慶 祝

### 第1条 （ 任期を終えた場合 ）

会長、副会長、市P担当副会長、書記、会計、会計監査、各委員長が任期を終えたときは、記念品を贈る。

### 第2条 （ 学校職員の退職、転出 ）

学校職員の退職、又は転出したときは、記念品を贈る。

## 第2章 弔 慰

### 第3条 （ 病気 ）

PTA会員が、PTA活動中に生じた事故のため、2週間以上入院治療を必要とする場合は、会より5,000円程度の見舞金を贈る。

### 第4条 （ 災害 ）

会員の家が、災害、風水害により災害をうけた場合は、会より次の見舞いをする。

全壊、倒壊、流出の場合…10,000円

（ 但し、そのときの状況により、役員会を開き決定する。 ）

### 第5条 （ 死亡 ）

(1) 児童の死亡の場合は、会より10,000円の香典を贈り、代表が会葬する。(2) 会員の死亡の場合は、会より10,000円の香典を贈り、代表が会葬する。(3) 学校職員の配偶者及び子供の場合は、会より10,000円の香典を贈り、代表が会葬する。(4) 学校職員の親の場合は、会より5,000円の香典を贈り、代表が会葬する。

付 則 1. その他の諸事項については、そのときの事情により役員会の協議のうえ決定する。

2. 以上の慶弔に対しての返礼は、一切行わないことにする。

3. この規定改正の必要のある場合は、役員会で協議し、総会で決定する。

4. 慶弔の代表とは、会長、校長を指す。

5. この規定は、昭和63年4月1日から施行する。

6. この規定は、平成6年4月30日から一部を改正する。

7. この規定は、平成8年4月26日から一部を改正する。

8. この規定は、平成10年4月28日から一部を改正する。

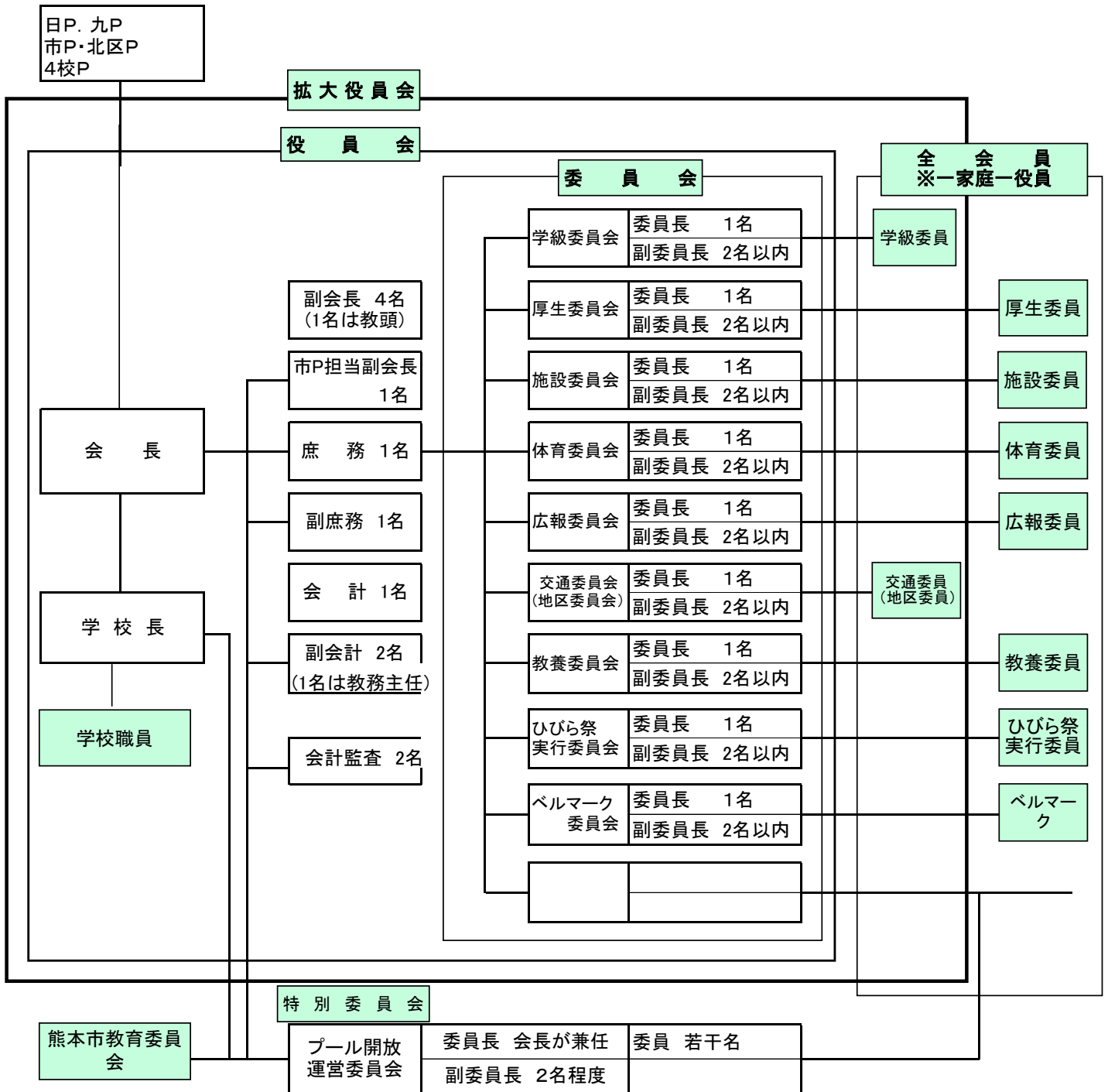
9. この規定は、平成13年4月27日から一部を改正する。

10. この規定は、平成16年3月2日から第5条を改正する。

11. この規定は、平成28年4月28日から第5条の一部を改正する。

12. この規定は、令和3年4月1日から第1条の一部を改正する。

# 西里小学校PTA組織図



## ※ 役員会

会長、副会長、書記、会計、会計監査、正副委員長、学校長及び学校職員2名による会議

## ※ 拡大役員会

役員(役員会に出席する者)と、学級委員、地区委員による会議